

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第93号）

1 本件公開請求の内容

特定日に金沢市に所在する病院に対し県医療対策課が実施した調査の内容報告に係る文書

2 異議申立ての対象となった本件公文書（諮問案件第153号）

医療機関の立入調査の結果について

3 担当課 健康福祉部医療対策課

4 本件処分

- (1) 決定内容 一部公開決定
- (2) 公開しない部分 別表の1欄のとおり
- (3) 公開しない理由 別表の2欄のとおり

5 審査請求等の経緯

- (1) H21. 1. 28 公開請求
- (2) H21. 2. 12 一部公開決定
- (3) H21. 4. 9 異議申立て
- (4) H21. 5. 7 諮問
- (5) H22. 12. 22 答申

6 諮問に係る審査会の判断結果及び理由

一部公開決定において非公開とした部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。なお、判断理由はつぎのとおりである。

(1) 条例第7条第2号の個人情報該当性について

ア 患者の氏名、医療従事者の氏名

異議申立人も不服申立てをしていないので、判断しない。

イ 医療従事者の役職

医療従事者の役職は、医療機関に通有の一般的なものであり、個人を特定できる情報とは認められないので、本号に該当せず公開すべきである。

ウ 病院出席者の氏名及び役職

病院出席者の氏名は、個人情報に該当し、人の生命等を保護するために公にする必要があるとまではいえず、また、本件公開請求に対してこれを公開すると、医療機関が特定され、当該法人の権利利益を害するおそれがある。

このようなことから、氏名については非公開が妥当であるが、役職については、医療機関に通有の一般的なものであり、個人を特定できる情報とは認められないので本号に該当せず、また、医療機関を特定することもできないので、公開すべきである。

エ 処置の内容

これは、当該医療機関における特定個人に対する処遇について記載した部分で、個人の氏名を非公開とすることにより、特定の個人を識別できなくなるものであるが、医療機関における特定個人に対する処遇等を公にすることによって、当該個人の権利利益を侵害するおそれは否定できず、非公開が妥当である。

(2) 条例第7条第3号の事業活動情報該当性について

ア 施設の名称及び法人名

実施機関は、本件立入検査は年1回の定例検査とは別に、特定個人から相談のあった事項について確認するために実施したと説明しており、本件立入検査の対象となった施設の名称及び運営する法人名を公にすると、それだけで当該医療機関において重大な不適切行為等があったかのような誤解を与え、当該医療機関の社会的評価が損なわれるおそれを否定できない。

したがって、本号本文に該当し、また、人の生命や健康に対する危害の防止等のために、これらの情報を公にする必要があるとまではいえないので、非公開が妥当である。

イ 病棟名及び施設の階数

病棟名及び階数は施設固有のものであり、これが公にされると、検査対象となった医療機関が特定される可能性は否定できず、非公開が妥当である。

ウ 処置内容及び処置方針

当該医療機関の名称が非公開とされていることから、この内容を公にしても特定の法人の利益を損なうおそれはなく、個人情報に係る部分並びに法人が特定される情報及び法人の内部管理に属する情報に関する部分以外の部分は、公開すべきである。

(3) 条例第7条第6号の事務事業該当性について

ア 施設の名称及び法人名

施設の名称及び法人名については、すでに条例第7条第3号に該当し非公開妥当と判断しているため、該当性を検討しない。

イ 調査目的及び調査内容

本件立入検査は、任意の調査ではなく、法に基づくものであり、調査目的を公開したとしても、医療機関が協力を拒むといった事態を生じるとは考え難く、また、調査内容は、特別な検査手法に関する情報とはいえ、これを公にしても、今後の立入検査において正確な事実の把握が困難になるとは考えられないので、個人情報に係る部分、施設の名称及びそれが特定される情報に関する部分以外の部分は公開すべきである。

7 審議経緯 審査回数 10回

(別表)

実施機関の本案処分内容		審査会の判断
1 非公開部分	2 非公開理由	3 左のうち公開すべき部分
患者の氏名	条例第7条第2号 個人情報該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。	なし
処置の内容		なし
医療従事者の氏名及び役職		役職
病院出席者の氏名及び役職		役職
施設の名称 法人名	条例第7条第3号 事業活動情報該当 事業者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	なし
	条例第7条第6号 事務事業情報該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、検査に係る事務に関し、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、検査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。	条例7条第3号該当のため、6号該当性は判断せず。
病棟名及び施設の階数	条例第7条第3号 事業活動情報該当 事業者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	なし
処置内容及び処置方針に関する事項	条例第7条第3号 事業活動情報該当 事業者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	個人情報に係る部分並びに法人が特定される情報及び法人の内部管理に属する情報に関する部分以外の部分
調査目的 調査内容	条例第7条第6号 事務事業情報該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、検査に係る事務に関し、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、検査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。	個人情報に係る部分、施設の名称及びそれを特定することができる情報以外の部分

(別 紙)
答申第93号

答 申 書

平成22年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき非公開とした部分のうち別表1の3欄に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成21年1月28日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

特定日に金沢市に所在する病院に対し県医療対策課が実施した調査の内容報告に係る文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応するものとして、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、平成21年2月12日に一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

(1) 本件公文書

医療機関の立入調査の結果について

(2) 公開しない部分及び公開しない理由

別表1の1欄及び2欄のとおり

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年4月9日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成21年5月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての経緯について

異議申立人の母親が、入院中にけがを負ったので、石川県と金沢市に調査を申し入れたところ、当該医療機関に対し立入検査が行われた。しかし、その結果について説明がなかったため、情報公開請求を行ったが、公開された文書は90パーセントが非公開となっており、どのように調査し、どのような措置がとられたのか全く分からないものであった。

非公開の理由は、個人情報、事業活動情報、事務事業情報とされているが、条例の目的にある説明責任や地方自治の本旨はどこにいったのか、と思わざるを得ない。

このようなことから、本件処分取消しを求めるため異議申立てを行った。

(2) 個人情報について

患者に対する処置の内容については、患者の氏名や医療従事者の氏名を非公開にすれば、個人は特定できないので、公開すべきである。

医療従事者や病院出席者の役職は、法人における情報であり、基本的に公開すべきである。

(3) 事業活動情報について

事業者の権利、地位、正当な利益を害するおそれがあるとして、施設の名称や法人名等が非公開とされているが、病院にどのような正当な利益を認めているのか、その利益は不適切な取扱いを受けた異議申立人の家族やこれから病院を利用するであろう多くの人の知る権利より優先されるものなのか理解しがたい。法人の情報は、原則公開すべきである。

本件立入検査によって、異議申立人が指摘した不適切な事項について、病院が改善の方向にすすんだのであれば、それを公開することは、行政にとっても、病院にとっても透明度が高まったことになり、双方の利に適うもので、なにより、これからその病院を利用する多くの県民の利益を守ることになる。

(4) 事務事業情報について

公務員の職務の遂行に関する内容は、説明責任を果たす上からも、原則公開されるべきである。

非公開の理由として、「今後の正確な事実の把握を困難にするおそれがある。」とされているが、これが具体的に何をさすのか説明すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件立入検査について

本件立入検査は、医療法（以下「法」という。）第25条第1項の規定による立入検査であるが、国が技術的な助言として提示している「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に準拠して年1回実施する定例検査ではなく、特定個人から相談があった事項について確認を行うために実施したものである。

この立入検査の目的は、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることにあり、法第25条第5項で準用する法第6条の8第4項では、この「権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」と規定されており、検査の趣旨

は違反の摘発ではなく医療機関の内容の改善にある。

2 本件処分の非公開情報該当性について

(1) 個人情報該当性について

患者の氏名、患者に対する処置の内容、検査に立ち会った医療従事者の氏名及び役職並びに立入検査における面談での病院側の出席者の氏名及び役職について、特定の個人を識別することができる情報又は識別できなくても個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号の個人情報に該当するので非公開とした。

(2) 事業活動情報該当性について

立入検査に係る施設の名称、法人名、立入検査を実施した病棟名及び施設の階数並びに立入検査に対する処置内容及び処置方針について、条例第7条第3号の事業活動情報に該当するため非公開とした。

本件立入検査は、定例の立入検査とは別に実施したものであるため、施設の名称及び法人名を公にすると、当該医療機関において不適切な運営がない場合でも、立入検査の対象となったことをもって、誤った認識を生じてしまうおそれがある。医療機関は、人の生命、身体に直接関係する場所であるだけに、患者等が不信感を抱くことも否定できず、当該医療機関における診療等の事業の遂行に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあるので、事業活動情報に該当する。

また、立入検査を実施した病棟名及び施設の階数については、これを公にすると、医療機関が特定される可能性がある。

立入検査に対する処置内容及び処置方針については、本件立入検査結果を受けた当該医療機関の対応であり、内部管理に属する運営方針であるので、これを公にすると、当該医療機関の権利利益を害するおそれがある。

(3) 事務事業情報該当性について

立入検査に係る施設の名称、法人名、調査目的及び調査内容について、条例第7条第6号の県が実施する事務事業情報に該当するので非公開とした。

医療機関への立入検査は、事前調書の提出や院内の視察、職員への聞き取りなど、医療機関の積極的な協力が不可欠で、対象施設の名称や特定の調査目的等を公にすることになると、検査において積極的な協力が得られなくなるおそれがあり、また、正確な事実の把握を困難にし、検査業務に支障を及ぼすことになると考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

(1) 本件公文書は、石川県健康福祉部医療対策課が、特定日に実施した医療機関に対する

法第25条第1項に基づく立入検査の結果報告に係る文書である。

- (2) 本件公文書は、本文及び別紙の2ページからなり、本文には、調査先、実施日、調査員、目的及び内容が記載され、別紙には調査目的に係る状況確認、病院関係者との面談及び調査のまとめが記載されている。

3 非公開情報の該当性について

当審査会において本件公文書を見分した結果に基づき、以下、非公開とされた情報の条例第7条各号の該当性について検討する。

(1) 個人情報該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定し、例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。

患者の氏名、医療従事者の氏名については、異議申立人も不服申立てをしていないので、医療従事者の役職、病院出席者の氏名及び役職並びに処置の内容について検討する。

ア 医療従事者の役職

医療従事者とは、本件立入検査において、調査員の現場確認の際に同席した医療関係者である。

この役職は、医療機関に通有の一般的なものであり、個人を特定できる情報とは認められないので、本号に該当せず公開すべきである。

イ 病院出席者の氏名及び役職

病院出席者とは、本件立入検査において、調査員が現場確認の後に面談した病院関係者である。

当該氏名は個人情報に該当し、公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、さらに、人の生命等を保護するために公にする必要があるとまではいえない。

また、法第14条の2では、病院の管理者の氏名及び診療に従事する医師の氏名を、病院内に見やすいよう掲示しなければならないと規定されており、通常、院長及び診療を行う医師の氏名については、公にすることが予定されている情報と考えられるが、本件公開請求に対して、これを公開すると、医療機関が特定され、後に述べるとおり、当該法人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当するものである。

このようなことから、氏名については非公開が妥当である。

役職については、医療機関に通有の一般的なものであり、個人を特定できる情報とは認められないので本号に該当せず、また、医療機関を特定することもできないので、公開すべきである。

ウ 処置の内容

処置の内容とは、当該医療機関における特定個人に対する処遇について記載した部分で、本件公文書の本文の「内容」の「13:15」の項の2行目から3行目の12字目までに記載されている部分及び別紙の「〇〇状況確認」の10行目（表題も1行とする。以下同じ。）を除く部分並びに「病院関係者との面談」の13行目から15行目に記載されている部分である。

これらの情報は、当該個人の氏名を非公開とすることにより、特定の個人を識別で

きなくなるものであるが、医療機関における特定個人に対する処遇等を公にすることによって、当該個人の権利利益を侵害するおそれは否定できず、非公開が妥当である。

(2) 事業活動情報該当性について

条例第7条第3号は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

ア 施設の名称及び法人名

実施機関は、本件立入検査は年1回の定例検査とは別に、特定個人から相談のあった事項について確認するために実施したと説明している。

法第25条第1項に基づく立入検査は、適正な医療の確保を図るため必要と認めるときに実施するとされている。

このため、本件立入検査の対象となった施設の名称及び運営する法人名を公にすると、それだけで当該医療機関において重大な不適切行為等があったかのような誤解を与え、当該医療機関の社会的評価が損なわれるおそれを否定できない。

したがって、本号本文に該当し、また、人の生命や健康に対する危害の防止等のために、これらの情報を公にする必要があるとまではいえないので、非公開が妥当である。

イ 病棟名及び施設の階数

病棟名及び階数は施設固有のものであり、これが公にされると、検査対象となった医療機関が特定される可能性は否定できず、非公開が妥当である。

ウ 処置内容及び処置方針

処置内容とは、本件立入検査の結果に基づき実施機関が当該医療機関に対して行った確認や指導等の内容で、処置方針とは、医療機関が今後実施する予定の対応方針である。

処置内容は、本件公文書の別紙の「〇〇状況確認」の10行目及び「病院関係者との面談」の2行目から12行目、16行目から19行目の7字目並びに「調査のまとめ」に記載されている。

このうち、「行事予定日付」及び「提出期限」については、法人の内部管理に属する情報であり、非公開が妥当であるが、それ以外については、当該医療機関の名称が非公開とされていることから、特定の法人の利益を損なうおそれはない。

処置方針は、「病院関係者との面談」の19行目の8字目以下に記載されており、当該医療機関が述べる対応方針である。

これについても、処置内容と同様である。

したがって、処置内容及び処置方針に係る情報については、そこに記載された個人情報に係る部分並びに法人が特定される情報及び法人の内部管理に属する情報を除いて公開すべきである。

(3) 事務事業情報該当性について

条例第7条第6号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定しており、同号イでは、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるものとしている。

ア 施設の名称及び法人名

施設の名称及び法人名については、すでに条例第7条第3号に該当し非公開妥当と判断しているため、同条第6号の該当性を検討するまでもない。

イ 調査目的及び調査内容

調査目的及び調査内容は、本件公文書の本文に記載されている事項である。

実施機関は、立入検査にあたっては医療機関の積極的な協力が不可欠であり、調査目的及び調査内容が公にされることになると、医療機関の協力を得られなくなるおそれあり、また、正確な事実の把握が困難になり、検査業務に支障を及ぼすと主張する。

しかし、本件立入検査は、任意の調査ではなく、法に基づくものであり、立入検査の根拠である法第25条第1項の目的が、病院を科学的、かつ、医療を行う場にふさわしいものにし、適正な医療の確保に資することにあるのであるから、調査目的を公開したとしても、医療機関が協力を拒むといった事態を生じるとは考え難い。

また、本件立入検査に係る調査内容は、特別な検査手法に関する情報とはいえ、これを公にしても、今後の立入検査において正確な事実の把握が困難になるとは考えられない。

したがって、調査目的及び調査内容に係る情報については、条例第7条第6号に該当せず、そこに記載された個人情報に係る部分、施設の名称及びそれを特定することができる情報を除いて公開すべきである。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表 1

実施機関の本件処分内容		審査会の判断
1 非公開部分	2 非公開理由	3 左のうち公開すべき部分
患者の氏名	<p>条例第7条第2号 個人情報該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	なし
処置の内容		なし
医療従事者の氏名及び役職		<p>役職</p> <p>本文の「内容」の 「13:00」の項の3行目の13字目から15字目、18字目から22字目及び25字目から28字目</p>
病院出席者の氏名及び役職		<p>役職</p> <p>本文の「内容」の 「13:45」の項の4行目の3字目から5字目、8字目から12字目、15字目から17字目、20字目から24字目及び27字目から行末並びに5行目の3字目から6字目及び9字目から行末</p>
施設の名称、法人名	<p>条例第7条第3号 事業活動情報 該当</p> <p>事業者の事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事業者の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。</p>	なし
	<p>条例第7条第6号 事務事業情報 該当</p> <p>県の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、検査に係る事務に関し、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、検査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>	条例7条第3号該当のため、6号該当性は判断せず。
病棟名及び施設の階数	<p>条例第7条第3号 事業活動情報 該当</p> <p>事業者の事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事業者の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。</p>	なし

<p>処置内容及び処置方針に関する事項</p>	<p>条例第7条第3号 事業活動情報 該当 業者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。</p>	<p>個人情報に係る部分並びに法人が特定される情報及び法人の内部管理に属する情報に関する部分以外の部分 別紙の 「〇〇状況確認」の10行目 「病院関係者との面談」の2行目の1字目から9字目及び15字目から行末、3行目の7字目から10行目の35字目、11行目の4字目から19字目、21字目及び23字目から行末、12行目の1字目及び11字目から行末、16行目から20行目 「調査のまとめ」の2行目の6字目から6行目の20字目及び行末</p>
<p>調査目的、調査内容</p>	<p>条例第7条第6号 事務事業情報 該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、検査に係る事務に関し、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、検査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>	<p>個人情報に係る部分、施設の名称及びそれを特定することができる情報以外の部分 本文の「内容」の 「13:00」の項の1行目の行末から2行目の6字目、 「13:05」の項の1行目の11字目から29字目、 「13:15」の項の1行目の21字目から31字目 「13:45」の項の1行目の19字目から2行目の行末</p>

(注) 「公開すべき部分」の「行目」は、文字が記載された行を上端から数えた行数、「字目」は行の左端から記載のある文字について、句読点、カッコ等の記号及び二桁の数字は1字として数えた字数である。

<別表2>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 5 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 3 号)
平成 21 年 6 月 4 日	○実施機関 (健康福祉部医療対策課) から理由説明書を受理した。
平成 21 年 7 月 3 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 5 月 28 日 (第 196 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 6 月 25 日 (第 197 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 7 月 30 日 (第 199 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 22 年 8 月 27 日 (第 200 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 9 月 24 日 (第 201 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 7 日 (第 202 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 22 日 (第 203 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 11 日 (第 204 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 26 日 (第 205 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 12 月 16 日 (第 206 回審査会)	○事案の審議を行った。